

〇〇ダム事前放流実施要領(案)

(通則)

第1条 〇〇ダムにおける事前放流の実施については、操作規則・細則に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(事前放流の基本)

第2条 所長は、操作規則〇〇条に定める洪水警戒体制を執っている場合において貯水位が標高〇〇メートルを超え、次の各号の一に該当する場合には、事前放流を実施するものとする。

- 一 台風の中心が東経〇〇度から〇〇度のまでの範囲内において北緯〇〇度以北の範囲に達し、〇〇ダムの流域内(以下「流域内」という)における総雨量が〇〇ミリメートルを超えると予測されるとき
 - 二 流域内における累加雨量が〇〇ミリメートルに達し、さらに総雨量が〇〇ミリメートルを超えると予測されるとき
2. 所長は、事前放流を実施する場合は、別表—1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

事前放流ガイドライン(案)2-(1)の降雨解析による場合

(事前放流により確保する水位の最低限度)

第3条 所長は、前条の規定により事前放流を行う場合は、次の各号の一に該当する水位を最低限度として事前放流を実施するものとする。

- 一 前条第1項第1号に該当する場合には、別表—2の累加雨量と予測雨量に対応する水位
 - 二 前条第1項第2号に該当する場合には、別表—3の累加雨量と予測雨量に対応する水位
2. 所長は、累加雨量又は予測雨量のいずれかが変化した場合には、その都度、前項に基づき事前放流により確保する水位の最低限度を見直さなければならない。

事前放流ガイドライン(案)2-(2)~(4)の一定容量活用による場合

(事前放流により確保する水位の最低限度)

第3条 所長は、前条の規定により事前放流を行う場合は、標高〇〇.〇メートルの水位を最低限度として事前放流を実施するものとする。

(事前放流の中止)

第4条 前条に規定する放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流を中止し、操作規則第〇〇条に定める「洪水調節」へ移行するものとする。

2. 前条に規定する放流を行っている場合において、流入量が洪水量に至らずに最大となった場合には、事前放流を中止し、操作規則第〇〇条に定める「洪水に達しない流水の調節」へ移行するものとする。

3. 所長は、前2項にかかわらず気象、水象その他の状況により事前放流を継続する必要がなくなつたと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。